

## 仙台市安全安心街づくり推進会議 令和5年度第1回会議 議事録

開催日時	令和5年8月3日(木) 10:00~11:30
開催場所	仙台市役所本庁舎8階 第一委員会室
出席委員	飯淵優委員、及川佳朋委員、大橋洋介委員、草貴子委員、金政信委員、 佐々木廣美委員、佐藤冬佳委員、田中智仁委員、千葉恵美委員、半澤結花委員、 本田勉委員、松浦信宏委員〔12名〕
欠席委員	伊藤美由紀委員、西村由起子委員、横山一作委員〔3名〕
事務局	天野元市民局長、大村仁生活安全安心部長、高橋仁市民生活課長、 長澤博一生活安全安心部参事、小山紀文市民生活課主幹、上岡渉市民生活課主幹、 鈴木幸太郎市民生活課市民生活係長、佐藤真子市民生活係主事
議 事	1 開会 2 議事 (1) 「仙台市安全安心街づくり基本計画」の取り組み状況(令和4年度) 3 その他 4 閉会
配付資料	資料1 仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み実績(令和4年度) 参考資料1 安全安心街づくりに関する意識調査報告書 参考資料2 仙台市内の犯罪に関する最新情勢について 参考資料3 【R4確定値】刑法犯政令市比較一覧

### 1 開会

#### ○市民生活課市民生活係長

では、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、令和5年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

初めに、会議の成立についてご説明いたします。本日は、欠席のご連絡をいただいている伊藤委員、西村委員、横山委員以外の12名の委員の皆様が出席されております。委員の定数の半数以上が出席し、定足数を満たしておりますので、仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則第4条第2項の規定により、会議は成立している旨、ご報告させていただきます。

なお、今回は委員改選後初めての会議でございますので、本会議の会長選出までの間、事務局が暫定的に進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をいたします。

委員の皆様にご事前にお送りした資料につきましては、本日お持ちいただいておりますでしょうか。お送りいたしました資料は、本日の会議次第、資料1の仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み実績(令和4年度)、参考資料1の安全安心街づくりに関する意識調査報告書、

参考資料2の仙台市内の犯罪に関する最新情勢について、参考資料3の【R4確定値】刑法犯政令市比較一覧、以上の5点でございます。そのうち、資料1の仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み実績（令和4年度）につきまして、一部記載に誤りがございました。大変失礼いたしました。机上に差し替えの資料を配付させていただいておりますので、ご確認ください。

その他の資料について、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お配りいたします。

また、差し替えいただく資料のほかに、本日の席次表、最新の委員名簿、以上2点を配付しておりますので、併せてご確認ください。

それでは、会議の開催に当たりまして、仙台市市民局長天野元より、一言ご挨拶を申し上げます。

#### ○市民局長

市民局長の天野でございます。改めましておはようございます。

本日はご多用の中、また大変暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。令和5年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議ということで、本日様々ご議論いただくということになっております。まずもって委員の皆様には、市政全般にご協力いただきまして、本当にありがとうございます。特に防犯関連ということで、皆様には日頃からご助言、ご協力をいただいているところでございます。また、本日、新しく委員にご就任され皆様には改めて就任につきまして感謝申し上げますところでございます。

本委員会では、市民の皆様が安全・安心に暮らせる街づくりを進めるために、仙台市安全安心街づくり推進基本計画についてご議論をいただいているところでございます。防犯意識の向上、そして地域の防犯関係団体の連携などを目標に、第4期計画も5か年の計画なのですけれども、今年度で折り返しの3年目ということになります。

本日、令和4年度に実施しました基本計画に関しまして、様々実施のご報告をさせていただきます。ご議論いただくということになっております。

本市におきましては、刑法犯の認知件数が減少傾向にありますが、皆様ご存じのとおり、特殊詐欺は増加傾向ということです。それから、コロナが5類に移行して経済が活性化してまいりまして、客引きなどが増加する傾向にあるということも、現在の本市の課題ということでございます。

引き続き、地域の防犯関係の団体の皆様や県警と連携しながら、安心・安全な街づくりに努めてまいりたいと思っております。

本日は、皆様の専門的な立場からご意見、そしてご議論をいただければと考えております。本日はどうかよろしく願いたします。

#### ○市民生活課市民生活係長

それでは、委員の皆様のご紹介へ移ります。大変恐縮ではございますが、お一人ずつ自己紹介をいただきたいと存じます。名簿の順番にその場でマイクを使い、自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、飯淵優様から願いたします。

○飯淵委員

おはようございます。蒲町中学校校長の飯淵と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○市民生活課市民生活係長

続きまして、及川佳朋様、お願いいたします。

○及川委員

おはようございます。警察本部の生活安全企画課で犯罪抑止指導官をやっています及川とい  
います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○市民生活課市民生活係長

大橋洋介様、お願いいたします。

○大橋委員

おはようございます。仙台弁護士会の弁護士の大橋と申します。よろしくお願いいたします。

○市民生活課市民生活係長

続きまして、草貴子様、お願いいたします。

○草委員

泉区泉中東地区連合町内会長の草と申します。よろしくお願いいたします。

○市民生活課市民生活係長

金政信様、お願いいたします。

○金委員

おはようございます。東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科に所属しております金政信で  
ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民生活課市民生活係長

続きまして、佐々木廣美様、お願いいたします。

○佐々木委員

佐々木廣美と申します。名簿見ていただくと、私は公益社団法人みやぎ被害者支援センター  
というところにおりますけれども、犯罪被害に遭われた方、あるいはその家族、遺族に対する  
支援をやっている団体でございます。よろしくお願いいたします。

○市民生活課市民生活係長

佐藤冬佳様、お願いいたします。

○佐藤委員

皆さん、おはようございます。東北学院大学から参りました佐藤冬佳と申します。よろしく  
お願いいたします。

○市民生活課市民生活係長

田中智仁様、お願いいたします。

○田中委員

おはようございます。仙台大学で准教授を務めております田中智仁と申します。よろしくお  
願いたします。

○市民生活課市民生活係長

千葉恵美様、お願いいたします。

○千葉委員

皆様、おはようございます。仙台市PTA協議会副会長を務めております千葉恵美と申しま  
す。どうぞよろしく願いたします。

○市民生活課市民生活係長

半澤結花様、お願いいたします。

○半澤委員

おはようございます。東北福祉大学から参りました半澤結花と申します。本日はよろしくお  
願いたします。

○市民生活課市民生活係長

本田勉様、お願いいたします。

○本田委員

皆様、どうもご苦労さまでございます。仙台市防犯協会連合会で事務局次長をしております  
本田と申します。どうぞよろしく願いたします。

○市民生活課市民生活係長

松浦信宏様、お願いいたします。

○松浦委員

おはようございます。総務省の東北総合通信局電気通信事業課の松浦と申します。  
どうぞよろしく申し上げます。

○市民生活課市民生活係長

委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、仙台市側の職員をご紹介します。先ほどご挨拶を申し上げました市民局長の天野元でございます。

○市民局長

天野でございます。よろしくお願いいいたします。

○市民生活課市民生活係長

市民局生活安全安心部長の大村仁でございます。

○生活安全安心部長

大村です。よろしく申し上げます。

○市民生活課市民生活係長

市民局生活安全安心部参事の長澤博一でございます。

○生活安全安心部参事

長澤でございます。よろしく申し上げます。

○市民生活課市民生活係長

市民局市民生活課長の高橋仁でございます。

○市民生活課長

高橋でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○市民生活課市民生活係長

市民局市民生活課主幹、小山紀文でございます。

○小山市民生活課主幹

小山です。よろしく申し上げます。

○市民生活課市民生活係長

市民局市民生活課主幹、上岡渉でございます。

○上岡市民生活課主幹

上岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○市民生活課市民生活係長

最後に私は、市民局市民生活課市民生活係長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次に本推進会議の会長、副会長の選出をお願ひいたします。

会長、副会長の選出につきましては、規則第3条第1項に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定めると規定されております。会長、副会長の選出につきまして、どなたかご意見ございましたら、ご発言をお願ひしたいと思います。草委員、お願ひいたします。

○草委員

事務局に一任したらいかがでしょうか、皆さん。ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○市民生活課市民生活係長

ありがとうございます。事務局、お願ひいたします。

○市民生活課長

事務局といたしましては、前期に会長を務められました金委員を会長に、また委員経験があり、防犯分野に造詣の深い田中委員に副会長をお願ひいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

○市民生活課市民生活係長

ありがとうございます。それでは、金委員におかれましては会長席に、田中委員におかれましては、副会長席にお移りいただきたいと思ひます。

それでは、ここからの進行につきましては、規則第4条第1項の規定によりまして、金会長に議長をお願ひしたいと存じます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様のご発言される際は、お手元のマイクをお使ひいただきますようお願ひいたします。

それでは、金会長、よろしくお願ひいたします。

## 2 議事

### ○金会長

本会の会長を仰せつかりました金政信でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これから会長であります私がこの会議の議長を務めさせていただきます。円滑に議事が進行するように心がけてまいりますので、どうぞ皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、最初に会議の公開・非公開ですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

－異議なし－

### ○金会長

続きまして、会議録についてですが、これまでの会議のとおり、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

委員名簿の掲載順により、今回は飯淵委員にお願いしたいと思っております。飯淵委員、よろしいでしょうか。

－飯淵優委員了承－

### (1) 「仙台市安全安心街づくり基本計画」の取り組み状況（令和4年度）

### ○金会長

それでは、議事に入ります。

(1) 仙台市安全安心街づくり基本計画（令和4年度）の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

### ○市民生活課長

市民生活課長、高橋でございます。私からご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

申し訳ございません。着座にて説明させていただきます。

それでは、まずお渡ししてございます資料1、令和4年度の仙台市安全安心街づくり基本計画の取組の状況につきまして、説明をさせていただきます。

まず、資料1の表紙をご覧いただきたいと思っております。令和3年から令和7年の5か年計画でございます本計画の基本理念、基本目標、成果目標を記載してございます。

初めに、成果目標に関する数値についてご報告いたします。表紙の(3)をご覧いただきたいと思っております。

1. 市内の刑法犯認知件数等の減少につきましては、令和元年の7,116件から令和7年には

4,600件まで減少させるという目標を掲げてございます。これに対しまして、令和4年は5,234件となっております。

次に、2. 防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加について、令和2年の50.2%から令和7年には60%以上とする目標に対しまして、令和4年は69.7%となっております。引き続き、計画最終年度の令和7年における目的達成に向けまして、安全・安心な街づくりの推進に取り組んでまいります。

続きまして、市役所内の各局、各区におきまして実施した計画に基づく事業について、令和4年度の取組状況をご報告いたします。表紙をおめくりいただきたいと思っております。

1ページ以降、15ページまで、三つの基本目標ごとに、各局、各区におきまして取り組んだ事業の内容をまとめてございます。ボリュームが多うございますので、その中から幾つか抜粋をさせていただきます、ご紹介させていただきます。

基本目標のうち、基本目標1、「市民一人ひとりの防犯意識の向上」に関する主な取組をこれからご紹介させていただきます。1ページの下段、取組項目の(2)防犯学習機会の提供をご覧ください。こちらの項目につきましては、①から③にございますとおり、町内会、老人クラブ、障害者福祉サービス事業所、各小学校、中学校など様々な年代、コミュニティーを対象に、健康福祉局、教育局、各区と連携しながら幅広く各種講座等を実施してまいりました。特に仙台市防犯協会連合会と連携して実施した防犯講座につきましては、令和3年度の実施回数は36回でございましたが、令和4年度は117回と3倍を超える回数となりまして、より多くの市民の方の防犯知識向上につながったと考えてございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

取組項目(1)犯罪情報、犯罪知識及び防犯活動の情報発信に関する項目になってございます。中でも、②について、以前より取り組んでおりました、宮城県警が発信されております「みやぎSecurityメール」の登録・受信勧奨に加えまして、令和5年1月からは、仙台市LINE公式アカウントによる防犯情報の配信を開始させていただいたところでございます。具体的には「みやぎSecurityメール」と連携させていただきまして、地域の安全に関する情報、街頭犯罪、特殊詐欺など多発する犯罪に関する情報を、LINEにおきましても配信させていただいてございます。

次に、基本目標2、地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進に関する主な取組、7ページ以降でご紹介させていただいておりますので、そちらをご紹介します。

ページをおめくりいただきまして、8ページをご覧ください。8ページの中段に、取組項目(1)といたしまして、子どもに対する防犯活動推進とございます。こちらの①から隣の9ページまで、⑦として掲げてございます。教育局、こども若者局、交通局との連携の下で、地域と一体となりました子どもの見守り活動の実施に取り組んできたところでございます。とりわけ③に関連いたしまして、令和4年度に市内で中学生が切りつけられるという事件が発生したことも踏まえまして、学校及び学校周辺地域との連携を強化するという意味で、学校から不審者情報等が配信されます一斉配信メールの受信登録につきまして、仙台市防犯協会連合会から、各地区の防犯協会にお声がけをさせていただきまして、各地区防犯協会の会員の9割の方に一斉配信メールの受信登録を行っていただいたところでございます。配信された情報は、こちら

を参考に地域の皆様が見守りを強化していただくなど、日頃の防犯活動にご活用いただきたいと考えているところでございます。

基本目標2の主な取組については、以上でございます。

続きまして、11ページ以降、基本目標3、犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現に関する主な取組をご紹介します。11ページをご覧ください。

11ページの上段、取組項目(1)子どもに対する安全な環境づくりに関する取組のうち、③をご覧くださいと思います。教育局におきましては、学校防犯監視カメラ整備事業によりまして、不審者情報が多く寄せられる小学校や中心部の小学校等につきまして、防犯カメラの設置を行い、令和4年度には原町小、中田小、六郷小、東仙台小、大和小学校の以上5校に設置を行いました。なお、令和5年度以降は、市内全ての小学校、中学校への設置を進めていくこととしてございます。

なお、資料に記載はございませんが、先月7月に、栗原市の小学校にトラックが侵入し児童4人をはねるという事件がございました。仙台市におきましても、過去に他都市で発生いたしました学校への侵入事件などを踏まえまして、引き続き各学校で校門などの適切な管理を行うとともに、元警察官の方々には学校防犯巡視員、名称、仙台・まもらいだーといたしまして、またPTAや町内会、防犯協会の皆さまには学校防犯ボランティア巡視員として、それぞれ登下校時や授業時間中の地域の見守りを行っていただいているところでございます。今回の事件を踏まえまして、事件発生の当日には、各学校長に対して情報発信を教育委員会からさせていただくとともに、翌日には各学校長宛て、改めて緊急時の対応につきましても再確認も文書で求めたところでございます。

今後とも保護者や地域の方々との連携を密にさせていただきまして、地域全体で子どもたちを守れるように対応してまいります。

以上が令和4年度実績の主な事例でございます。なお、一昨年度まで感染症拡大防止のために縮小もしくは中止となっていた取組についても、少しずつ再開されてございます。一つご紹介いたしますと、12ページをご覧ください。下段のほうに、基本的施策3番、(1)①の取組、こちらは環境局の、ポイ捨てごみの清掃や啓発の取組でございますアレマキャンペーンという取組がございます。こちらなどにつきましては、感染対策に留意させていただきながら、おおむね昨年度事業を推進させていただいたところでございます。

以上、令和4年度の実績について、資料1についてのご説明は以上になります。

引き続きまして、参考資料3セットほど用意させていただいてございます。それぞれについて、概要を説明させていただきます。

まず、参考資料1、安全安心街づくりに関する意識調査報告書のご説明に移らせていただきます。

1ページをご覧くださいと思います。

1番の上段に調査目的と記載してございます。本計画の成果目標として、防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加、割合目標としては60%以上を掲げてございますが、この調査を通じて市民意識を調査するというものになってございます。令和4年12月に、市民モニターの方199名を対象にさせていただきまして、郵送またはインターネットにより無記名で調査を実施

させていただいたところでございます。

2ページ以降に調査結果を記載させていただいておりますが、防犯活動への参加意欲に関する項目が記載されております12ページをご覧くださいと思います。12ページの上段、問14、こちらに参加意欲に関する項目を記載してございます。「あなたは、地域の防犯活動に参加したいと思いませんか」という成果目標に関する問いへの回答につきましては、選択肢のうち1番「既に何らかの防犯活動に参加している」、選択肢の2番「機会があれば参加したい」を合計した割合が69.7%となっておりまして、現時点では目標を達成しているところでございます。こちらにつきましては、計画の最終年度でございます令和7年まで継続するよう、取組を引き続き推進してまいりたいと考えているところでございます。

参考資料1につきましては説明は以上でございます。

続きまして、参考資料2をご覧ください。仙台市内の犯罪に関する最新情勢について説明をさせていただきます。なお、こちらにつきましても、一部抜粋してご説明をさせていただきます。

まず、資料1ページをご覧くださいと思います。こちらのグラフには、平成30年から5年間の刑法犯認知件数等の推移を示してございます。こちらのグラフには記載がございませんが、平成13年当時は仙台市内で約2万8,000件を超えておりました刑法犯認知件数が、青い棒グラフにお示しさせていただいておりますとおり、令和4年は5,234件とピーク時の5分の1以下となっておりまして、令和3年との比較で16件ほど減少している状況でございます。

一方で、2ページ上段のグラフをご覧くださいと思います。特殊詐欺につきまして、令和2年以降、増加傾向が続いております。令和4年は162件となりました。被害金額も件数と共に増加しております。

3ページをおめくりいただきたいと思っております。3ページには、特殊詐欺の手口別の認知件数、被害金額、また被害者の内訳も示させていただいております。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。子どもを対象とした声かけ事案の件数について、令和4年は298件と前年に比べて小幅な減少となりましたが、依然として300件前後の件数が続いているところがございます。今ご覧いただきました状況を改善するために、引き続き子ども、安全安心街づくり推進計画に基づき、さらなる防犯活動を推進する必要があると考えているところがございます。

以上、参考資料2の市内の防犯に関する最新情勢についての概要説明は以上とさせていただきます。

続きまして、参考資料3のご説明に移らせていただきます。A3、横長の資料になってございます。【R4確定値】刑法犯政令市比較一覧、こちらの資料をご覧くださいと思います。

こちらの資料は、政令指定都市の刑法犯に関する比較一覧となっております。

まず、左側の表について、3列目をご覧くださいと思います。令和4年の人口千人当たりの発生件数が記載されてございまして、2行目の仙台市につきましては4.76件と、20政令市の中で13番目の高さとなっております。刑法犯件数としては、令和3年の11位に引き続きまして、平均的な順位となっているところがございます。

右側の表をご覧くださいと思います。本市で大きい割合を占める項目といたしましては、2列目の自転車泥棒815件、それから右端から2列目の万引き771件でございます。また、他都市と比較いたしますと、表の中頃にございますが、強制わいせつ等が131件、空き巣146件、忍び込み89件の件数が多くなっているところでございます。

以上、お渡しいたしました資料、資料1から参考資料3まで、概要説明を含めましての令和4年度の実績についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

#### ○金会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして、委員の皆様からご意見などございましたら、お願いいたします。挙手をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。では、副会長の田中委員、お願いいたします。

#### ○田中委員

田中でございます。

私から、資料1の11ページのところで、先ほど口頭で補足いただいた栗原市の小学校のトラック侵入事件について、確認の質問をさせていただきたいと思います。

栗原市では、当日簡易バリケードを設置するという形でもって、できる限りの対応を速やかに取ったと思いますが、仙台市内の学校については、何か可及的速やかにできる対策というのは、指示されたのかどうかというところを、まずお答えできる範囲で確認の質問をさせていただきます。以上です。

#### ○金会長

よろしくお願いいたします。

#### ○市民生活課長

では、私の方から説明させていただきます。

事案の発生当日、教育委員会では、学校グループウェアという情報共有の手段を持つておるのですが、そちらで事件が発生したということで、市内学校の安全管理につきまして、改めて確認を各校長に求めたところでございます。

併せまして、翌日、教育相談課長の発信の下で、各学校長宛、児童生徒の安全確保についてということで通知が発信されたところでございます。内容といたしましては、これまでも安全管理体制の確認を警察と連携して、不審者に対する児童生徒の安全確保に努めていただいているところではあるのですが、改めて不審者の侵入に対する安全管理についての徹底を校内に周知させていただきたいと。具体的な留意事項といたしましては、緊急事態発生時の対応マニュアル、安全に対する校内体制を再確認すること。また、校内の校門の適切な管理を行うこと。警察や地域防犯協会、町内会等との連携を改めて強化すること。防犯に関する機材の定期的な点検、補充を行うこと。最後に、安全対策に関する定期的な教職員研修や防犯訓練等の実施について、改めて留意事項として確認対応を求めたところでございます。以上でございます。

○田中委員

ありがとうございました。よく分かりました。

○金会長

ほかの委員の方から何かございませんでしょうか。

今の防犯等に関しまして、及川委員、何か警察の立場から何か補足することないでしょうか、お話しただけませんか。

○及川委員

県警本部の及川でございます。

若柳小学校の事案を受けまして、警察としても各警察署に継続したパトロールの強化、あとはぜひ不審者訓練等、各学校単位でやっておりますので、その継続した取組ということで、文書を出させてもらって対応しているところでございます。

今後は、やはり各学校の構造上、例えば門がないところであるとか、あとは塀に囲まれていないような、そういったところも県内ではあるようでございますので、そういったところは学校と連携を図って、こちらからもいわゆる指導、助言、あとは不審者対策の訓練の実施等、連携を図ってやっていくということで対応を取っているところでございます。以上です。

○金会長

補足していただきまして、ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から何かございますか。今日1回目の会議なので、なかなかご意見等、質問等出しづらいところではありますが、いかがでしょうか。

それでは、先ほども子どもの安全を確保するための環境整備ということで、学校への侵入等の大きな問題がございましたが、その辺につきまして、当事者といたしますか、PTA協会の立場から、千葉委員、何かございませんでしょうか。

○千葉委員

PTA協議会の千葉と申します。

私たちのほうでも、子どもたちの安全を見守るところは、今までも各PTAで取り組んではきて、学区内の危険箇所、通学路点検等も含めて毎年確認していて、年度末にいろいろ新しい道路とか、宅地造成等で環境が変わったところも生じますので、その辺を確認し、危険だと思ふところを行政に上げていき、4年に1度ですかね、行政の方と一緒に危険なところ、交通上とか、防犯上危険なところと一緒に回って、対策をしていただいていたと思います。

その中で、地域とPTAと連携して、日々子どもたちを見守っていかなければいけないというところがあるのですが、なかなか最近のPTAの保護者の方などもお忙しく、毎日の登下校の見守りは難しいとか、地域の方にお願ひしますと、地域のパトロールに参加されている方の高齢化というところもありまして、なかなか継続して大勢の目で見守るとするのが難しくなっている状況かと思ひます。その辺を少しでも多くの目で、子どもたちを見守っていくには

どうすればいいかというところで、ちょっと協議会でも大きな課題として検討しているところでございます。

○金会長

ありがとうございました。引き続き、飯淵委員、お願いしたいのですが。

○飯淵委員

蒲町中学校の飯淵と申します。

学校の不審者の侵入とか、児童生徒の安全確保という面に関しては、ずっと歴史を振り返れば、大阪の池田小学校の事件からずっとあって、いろいろその都度対応を学校でとか、市教委から指示が出てとか、やってはきているのですけれども、例えば校門の施錠とか、校門をきちんと閉じなさいとか、そういったことなどを理解してやっているのですけれども、防ぎようがないといったら言葉は変なのですけれども、学校の構造上、どうしても先ほどもお話があったとおり、校門が2か所ある学校もあつたりだとか、あと職員室が1階にある学校、2階にある学校、様々ですし、あとは仙台市内の小学校によっては、昇降口の鍵とかを集中ロック、職員室で集中管理している学校なんかもあるのですけれども、それが全部の学校に備わっていないですし、なかなか不審者対応訓練とか、門を閉めるとか、そういった事前のやれる範囲での対応は、学校でそれなりにやっているとは思うのですけれども、実際にそれで侵入が防げるかという、なかなか難しい面はあるのかなと正直感じています。なので、セキュリティをもっと高めるのであれば、もう一步踏み込んだ政策というか、していかないと、なかなか難しい面もあるのかなというのは、個人的には思っているのですけれども、以上です。

○金会長

ありがとうございます。セキュリティ対策というところが出たわけなのですけれども、令和5年度以降に全ての小学校に防犯カメラを設置というお話もあつたと思うのですが、それ以外にも何か仙台市の取組として、もしあればご紹介いただきたいと思います。

○市民生活課長

では、事務局から我が市の取組につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、太白区内の中学生の取組を一つご紹介させていただきたいと思います。中学生の皆さんの登下校時に、時間の幅としては限定されるところではあるのですが、ながら見守りの取組が始まっております。先ほどPTA協議会からもお話しございましたが、皆さんもそれぞれ生活時間帯とか、やはり24時間見守るというところはなかなか難しいと思います。こういった事業、もしくは、先ほど私ども成果目標にも掲げさせていただきましたが、6割強の方が何かしらの地域での防犯活動への参加意欲を持たれているという統計結果もございます。具体的に、今歩くボランティアですとか、仙台市では取り組んでございますけれども、そういった意欲のある方をもう少し呼び込めるような新たな取組につきましても、もう少し検討させていただきたいと思っております。

併せまして、現行の取組といたしまして、先ほどまもらいだーですとか、防犯ボランティアの話、こちらのほかにということになります。現在地域の、例えば学区、あるいは学区周辺の近隣の皆様には、不審者情報ですとか、あるいは実際に犯罪が起きて、犯人が逃走中ですか、一斉配信メールというのを、これは学校から、基本的には保護者の方宛てに送信させていただきます。ご紹介させていただきました、宮城県警が発信するみやぎSecurityメールよりも、早い段階で地域の方に情報が発信されるというところで有効であります。これについては、地域の保育所ですとか、そういった施設、幼稚園ですとか以外にも、先ほどご紹介いたしました防犯協会連合会の地域の皆様、町内会の皆様等にも、登録を今、9割ぐらいの方に登録いただいているのですけれども、そちらの委員の方もこの5月、6月入れ替えもごございますので、一層、1人でも多くの方に登録をしていただきながら、いち早く情報をキャッチしていただいて、当然ご自身の身を守るということも、まずそれが第一義的にはあると思うのですが、地域の防犯活動、子どもの見守りにもぜひご活用いただくというところで取り組ませていただいているところでございます。以上でございます。

#### ○金会長

ありがとうございます。

ほかに何か皆様ございませんでしょうか。佐藤委員、お願いいたします。

#### ○佐藤委員

先ほど不審者情報などを保護者の方にメールでお送りするとあったと思うのですが、私も何回か不審者に遭っている身でありますので、情報を促すというだけではなくて、どうしてもちよっとやられっ放しでは癪と言ったら言い方がおかしいのですけれども、何か釈然としない感じがあるので、もう少し何か対策を練りたいと思っているところではあります。その件に関して、皆さんから不審者に対して、大学生の身からでもいいですし、小学校、中学校など、地域の方々とどうやって連携して、そういった犯罪を未然に防いでいくかを考えていきたいと思いますが、ご意見などいただけたらと思います。お願いします。

#### ○金会長

いかがでしょうか。草委員、お願いします。

#### ○草委員

防犯協会とか、地域のボランティア活動をさせていただいているのですけれども、防犯協会では見守りとか、あとはいろんなことやっているのですけれども、女性部ということでいろいろ出てくるのですが、女性部とって出てくると、こんなこと言っては失礼なのですが、おばあちゃんたちだけなのですね。それで女性部と呼ばれてやっても、本当にお気の毒というような感じがします。もっともっと現役の若いお母さんたちが関心を持ってくれればなどは思うのですけれども、でも今難しい時代だからしょうがないかなというのは感じています。

それと、学校によって様々だと思うのですが、学校だよりというのを必ず月1回町内会に回

覧するように回ってくるのですけれども、情報公開が厳しいということで、何も分からないような学校だよりが来るのです。今日1部ちょっと持ってきたのですけれども、それで地域の方が学校の子どもたちを守ろうといっても、名前はイニシャルで、写真をぼかし、先生の名前も空欄、そういったような状態の中で、私たちは声がけするにも、誰が何をして活躍したとか、何とかちゃん頑張ったねと言うこともできないし、何も言うこともなく、気をつけてねと言うだけの地域の見守りというのはどうなのかなということになれば、学校のほうで、その学校そのものもみんな様々だと思えるのですけれども、そういうのって何かあるのでしょうかね、基準みたいなもの。ここまでは出していいが、ここまでは出さなくていいとか、そういうものだったら要らないという意見がすごく多い地区です。そういったのはどうなのかなと思っております。

#### ○金会長

ありがとうございます。ほかにございますか。いかがでしょうか。  
それでは、防犯協会の立場から、本田委員何かございますか。

#### ○本田委員

仙台市防犯協会の本田でございます。

まず、地域の見守り活動に関しましては、仙台市内には72の単位防犯協会がございますけれども、共通した問題点としては人員不足、高齢化。アンケートで何らかの防犯活動に参加したいという割合は非常に高いのですけれども、いざ会議をすると仕事の関係で出られないとか、では土曜、日曜にということになってくると、そちらは休みだから駄目だということで、実際問題人が集まらない。あとは、ちょっと脇にそれますけれども、活動費が足りない。一応防犯協会ボランティアは、一応名目ではございますけれども、今言ったように高齢者の方々が集まり、出ていただくということになれば、出勤手当ということで、幾らか、ジュース代ぐらいは出してはいるのですけれども、町内会からの会費が集まらないので、活動費もなかなか出せないというようなことがほとんどの防犯協会の共通した問題点と。ですので、そうすると活動の幅も非常に狭くなっていくところがございます。

あと、不審者対策、特に地域の見守りは各地区にお任せしておりますけれども、うちのほうとしてはこども園とか保育園、幼稚園の不審者対策ということで、施設と、あとは職員の防犯対策の共有というほどではないのですけれども、簡単な護身術などということで、どうしても小学校はじめ、幼稚園、こども園などは非常に守りづらい施設であって、どこからでも入れるというところがありますので、そこの中で一応職員の認識をどうやって高めていくか、うちのほうとしては、まずそういうところから始めているのが現状でございます。

#### ○金会長

ありがとうございました。まだ多少時間ございますのでいかがでしょうか。大橋委員、お願いします。

## ○大橋委員

弁護士の大橋です。ご報告いただいたところで、今までの流れとちょっと違うかもしれないのですが、ちょっといろいろ思った感想も含めてお話しさせていただきたいと思います。

まず一つが、特殊詐欺も含めた消費者事件の話なのですが、私弁護士登録したのは平成14年でして、ちょうどその後ぐらいに高齢者の消費者被害というのが初めて取り上げられたという時代だったのです。20年ずっと見ていて、消費者事件についてずっといろんなところで講演もやってきましたけれども、よく言っていたのは、だまされないようにするのも大事だけれども、だまされた後が大切なのです。例えばクーリングオフというのは、時間の問題があるので、できるだけ早く動いてください。それから、高齢者の場合、だまされたことが恥ずかしいと思わないで対応してくださいということです。ずっと話してきたのですが、ここ最近の事案を見ると、だまされないことをよほど重視しないと、どうしようもないのかなというケースが増えている印象です。つまり、これだけ携帯が発達しちゃったということもあるのですが、だまされた後、相手がどこにいて、どうやって接触していいか全く分からないというケースが増えた。しかも、金額が低い。200万円、300万円だったら、弁護士費用かけて何とかとなるけれども、5万円、6万円だまされましたという人が、弁護士費用かけて一生懸命取り返すかといったら、ならないという人が多いのですよね。そうすると泣き寝入り。それを狙って、広く、浅く、薄く、被害をもたらすような、本当にひどい業者が増えてきていて、なおかつその追跡が難しくなっているという印象を非常に受けています。だからこそ、被害に遭わないためには、とにかく知るしかないと思っているので、この消費者教育の観点が、より必要になってくるのかなというのは強く感じているところです。

それから、二つ目なのですが、若干、ほとんど触れられていない中で、取組項目の中に出ていたのが、あとアンケートの中でもちょっと出ていたのですが、外国人に関することというのがあって、外国から来ている方にも日本のマナーを知ってほしいというアンケートでの言葉があった。実際私見ている、外国の方、この数年で物すごく増えたという印象を持っています。私が働いている裁判所の近くですけれども、非常に多い。特に自転車で、これ外国の方、留学生に対する自転車ルール、マナーについて講義を実施したという実績が書いてあって、2回実施したと書いてあるのですが、例えば自分がそのまま外国に行ったときのことを考えたときに、ぼんと自転車を渡されて、どこを走ってどうやっていいのか全く分からないと思うのです。ルール無視をしているかのように見られるというのは、実際に留学してこっちに来ている方にとっても非常に苦しいと思うのです。つまり、規範意識がないからルールを破っているのではなくて、そもそもルールが分からないし、自分としてはルールを守って走っているつもりなんだけれども、日本の中では違うルールになっていると、このケースは非常に多いのだろうなと思っています。このことをそのままにしておくと、外国人に対する見方が、何てルールを守らない人たちなんだとなってしまうのも、最近懸念するようになってきているので、この外国人留学生に対して、本当に自転車で移動することが多いと思いますので、もちろんルールってそれだけではないと思うのですが、何かそういう観点からフォローしていくことをやってあげることが、彼らの人権を守ることにもなるのかなと思っています。

それから、最後なのですけれども、刑法犯のところでは、平成13年、仙台市内の認知件数、さっきちょっと調べたら2万8,745件というのが出ていました。令和4年が5,234件です。私が弁護士になったのは平成14年ですけれども、当時と比べて多分少年事件が物すごく減っていると思います。事件がない、ほとんどなくなってきました。当時は本当に多かったのですけれども、少年事件は減っているし、刑事事件ももう明らかに減ってきているのだなと思っています。これはやっぱりいろんな取組の成果だと思っておりまして、21年連続で減少するなんて統計上なかなかないことだと思っていますし、これはいろんな取組の結果なんだろうなと思って、喜ばしく思っていました。

一方で、このアンケートなんですけれども、ニュースを見ていると怖い世の中になったと思うとか、物騒な今日この頃だなというのがすごく多いのです。つまり、治安はよくなっているのに、体感治安は物すごく悪くなっているという傾向があって、これはもう報道もあると思うのです。恐らく昔というのは、殺人事件が起きてもローカルニュースでしか取り上げられなかったけれども、今逆に件数が少なくなっているから、全国で何かそういう事件が起きると全国放送で放送されるから、何となく治安は悪くなっているのかなという感覚が強くなってきて、安全にはなっているけれども、何か安心して暮らせないような雰囲気というのが出ているのかなというのすごく感じています。

その意味では、もっとこういう認知件数が減っているのだと、しかも、その背景にはこういう取組があったり、あるいは子どもたちがこんなに、昔と全然違って、こういうふう成長しているのだというその正しい情報であったり、ポジティブな情報であるところを、少し何か発信できるようにしたほうが、何となく安心とか、そういう人の気持ちの部分では必要なのかなと思っていました。

それとの絡みでいうと、不審者という言葉でくくりにしたときに、私がよく接している、高齢者、障害者の問題を専門にやっているの、精神疾患の方が相談に来ることが多いのですけれども、物すごくこっちにかみついてくるのがたくさんあります。知的障害の方もいっぱいいらっしゃるけれども、恐らく歩いていたら、みんな怖いだろうなと思う方がたくさん来ます。僕は慣れているから怖くないだけ。でも、不審者といったときに、いろんな方がいたときに、よくニュースでなるのが、大きな事件が起きました、鑑定留置されましたという、必ずまた精神かという話が出てくる。あるいは、精神に逃げるなという話が出てくる。そうすると、何となく精神疾患のある方が刑事事件を起こしがちなのだという誤った情報に行き着いてしまうということについてもちょっと危惧するので、ぜひ正しい情報で伝えていてもらいたいなと思っています。

すみません、ちょっと長くなってしまうのですけれども、障害者権利条約というのに日本は批准しまして、去年9月に国連の人権委員会というところから、日本の障害者権利条約に関する取組について勧告が出されました。その中で幾つかポイントに出されたものがあるのですけれども、特に強く言われたのが、精神疾患を抱えている方の強制入院とか長期入院の実態、これは余りにも人権侵害がひどいからということで、すぐにでも是正していきなさいと、今強く指導が入っているという状況になります。

その時に、イタリアで20世紀の後半ぐらい、イタリアのトリエステという地方で、精神病

院を全部解体していこうという動きがあったときに、その中心になった方が言っていたのが、我々がやっていたことというのは恐怖の克服なのだと。それは、受け入れる側の地域の恐怖を克服することだし、また地域に出ていく人たちの恐怖を克服することなのだという言葉があったのを、すごく覚えているのですね。

今、治安はよくなっているけれども、誤った情報がSNSですずっと拡散されていくということについても少し危惧しているので、ぜひ皆さんには正しい情報を周りの方に伝えていくことをやっていただければ、さらに安心したまちづくりにつながっていくのかなという感想を持ちましたので、感想として述べさせていただきます。ありがとうございます。

#### ○金会長

大橋委員、ありがとうございました。  
事務局のほうからお願いします。

#### ○生活安全安心部長

先ほどお話がありました消費者教育のこと、それから外国人に対する自転車のマナーの話の部分については、私どもの市民局の別の部局がやっているのですけれども、私のほうで所掌しているものですから、ご説明を簡単にさせていただきます。

まず、消費者教育が大事であること、これについては委員からお話あったとおり、今非常に消費者をめぐる、だます側の手口というのがあるのですけれども、やり方が本当に多種多様で、卑近な例で申し上げますと、最近ですと県内で地震が何回か連続して起こったときに、その保険の手続を、ご高齢の方のおうちに行って、代行してあげるからと、若干手数料がかかるけれどもみたいな、言葉巧みに申し上げて、手続をして、結果どうなるかという、保険金の半分近くを手数料で取っていくと。そうすると、例えば屋根が壊れたりすると、本当は100万円であったものを、100万円の保険料が出たのですが、40万円持っていかれるので屋根が直せないといったことがあったのだけれどもというような、地震につけ込んだ手口というのが、実際県内、仙台市内でも、非常に地震の直後に多くあって、それについては緊急的に消費生活センターで、こういう手口でお宅を訪問したりするのが増えているので気をつけてくださいというのをご案内したところです。

そういったことで、その時、その時にはやる手口というのもございますし、あるいは法の抜け道というか、最近ですとネットの通販などだと、大事な注意事項はそのサイトの一番下のほうに小さな字でちょこちょこっと書いていて、そういうところをちゃんと読まないで、契約上どういうふうになるのかというのをよく分からないまま契約してしまうということなので、非常にいたちごっここの側面はあるのですけれども、我々としてはその便利さの裏に、そういった落とし穴みたいなものがあるということを、常に新しい情報を発信していくと。

あと、先ほどありましたけれども、ちょっと変だなとか、心配だなと思ったら、それこそ恥ずかしがらずに、ぜひ役所のそういった相談の部署に、早くに相談してほしいということについては、引き続きやっていきたいと思っております。

外国人の自転車の部分、今回の実績として件数が低かったのは、受入れ側の学校のほうでも、

コロナ禍なのでということで、水を向けても、今のこの時期だとちょっとお越しいただくのはということで辞退されているといったケースもあったように聞いております。

外国人の方のマナーが守られない部分は、委員がおっしゃったとおり、分からないから間違ったことをしているというケースも多々あって、私は以前、環境局で家庭ごみを担当していたときがあったのですけれども、燃えるとか、プラスチックとかの袋をちゃんと守らないでごみを出していて、非常に困るというお話は随分伺いました。それなので、日本語学校に行ってお話をさせていただいたり、分別の仕方も大分やったのですけれども、やはり分からないということだとか、あるいはこちらの学校と違って、日本語学校は年間4回ぐらい入学生を募っているというところもあって、我々の学校のイメージですと、春に新入生がやってきてというイメージなのが、いや、うちの学校は春、夏、秋、冬と4回受け入れているのですと。そうすると、新しい人たちが4回来るので、全部本当はやらなきゃいけない。

あと、やはりお越しになる方も、最近ではベトナムとかネパールとかの方が多くて、通訳の問題ですとか、いらっしゃったときに18歳とか、要は若い、まだ二十歳に満たない段階で日本に来られたと。なので、本国でも生活的な規範意識というか、きちんと醸成された中で来ているのかというのが微妙な年代でこちらに来て、言葉も分からないまま、ルールも覚えなきゃいけないと、いろいろ覚えなきゃいけない中、仙台で生活していく方も多いので、確かに知識があって、わざとやっている、ルール違反だと分かってやっていることと、そのルールを知らないということとやっていることとは、質が違いますので、それについては我々のほうとしても分かっていたと努力と、それは言葉で言うと悪いことなんだよということの両面からきちんと伝わるように対応していきたいと思っております。

#### ○市民生活課長

委員から、刑法犯認知件数の減少がというお話がございました。まさに地域住民の方の体感治安というのは、比例しているところではないのかなと、乖離があるのかなと私どもも考えているところでございます。刑法犯認知件数を減少させることが、体感認知の向上につながっているかという、決してそうではないというのは、まさにご指摘のとおりかと思っております。あくまでその目指すところは体感治安の向上ですとか、安心感の醸成というところが、まさに委員ご指摘のとおり課題であるというところは、私どもも認識しているところで、そこは関連の団体ですとか、警察とも認識を共有させていただきながら、今後の防犯対策に努めてまいりたいと思っております。

障害者の方への認識というところの問題提起でございます。障害者の差別の撤廃、仙台市でも条例を持ってございますけれども、私ども職員も福祉という部門にいない我々も含めてですけれども、そういった誤った知識というか、対応をしてはいけないという取り決めがあるとは思いますが、ただ一人一人職員の意識が必ずしもそうなっているかという、決してそうではないかなというふうに私も個人的に感じてございます。そういった市の職員の意識の中から、まず改めなければいけないのかなと思っておりますし、私も実は一時期、発達障害の関係の仕事をしていたこともございまして、措置入院とか、一時保護とか、まさに現場に立ち会ったこともあったのですけれども、逆にそういう仕事に就くと理解が深まるかという、逆に偏見

の目を持ってしまうのかなという、私も今少し自照しているところもあるのですけれども、そういう職員の意識を変えるというところから、市民の方の意識への啓発というのを図っていく土台になるのかなと考えてございました。そういったところの取組は、健康福祉局とも共有させていただきながら、今日いただいたお話含めて、改善を図るべきかなと考えてございました。以上でございます。

#### ○金会長

ありがとうございました。

私も、最後のお話は、やはり障害ということ、身体障害、知的障害、精神障害のいわゆる3障害のうちの身体障害、知的障害については、非常に社会の認知度も高く、私たちの対応も、まちで一緒に暮らすという意味では、非常にノーマライゼーションになっている部分が多いのですけれども、やはり大橋委員がおっしゃるように、精神障害に関しては、あまりにもメディアが誇張した表現をしている、あるいは私たちの認知度の低さであるとか、様々なところでかなり問題が、特に我が国の場合、非常に精神障害についての認知が低いというところ、改めて感じさせられました。

行政側からも、そういった意味では、市民にどういう形で、障害を一くくりにするのではなくて、それぞれの障害に対してどのように対応していけばいいか、どういう認識というか、まちの中で一緒に暮らすということを考えていければいいのかなと、ちょっと思いました。すみません、ちょっとつけ足させていただきました。

ほかに何かございますでしょうか。佐藤委員。

#### ○佐藤委員

先ほどおっしゃっていた外国人の方のマナーに関してなんですけれども、私の母が外国人留学生を受け入れて、日本語学校で働いておりますので、その辺りはすごく共感できる点が多くございました。単に分からないという生徒もいると母は言っていたのですが、分かった上でやっている学生もやっぱり多いらしくて、例えばたまたま私と母が車で通りかかったときに、「あれ、うちの学生じゃない」、「イヤホンしながら自転車乗っているけど」とか、「歩道をすごい勢いで今走り抜けていったけど」のようなケースもあり、その点から母とか、あと日本語学校側からも指導はしているらしいので、その辺りは一応共有でお伝えさせていただいたかったです。

また、精神疾患に関しても、閉鎖病棟に何回か足を運んだことがあるので、どういった子が入院しているか、そういった特性を持っている子がどういう行動をするかなどは何となく分かるのですけれども、それはやっぱり行かないと分からない、接してみないと分からないといったこともあるので、防犯などを意識するのであれば、我々も少しそういった方との交流を深めたりという点が大事なのではないかと思います。以上になります。

○金会長

ありがとうございました。

半澤委員。

○半澤委員

東北福祉大学の半澤です。

アンケートの中で、仙台市でやっている防犯や安全対策について、どこから情報が来るのか分からない、もっとPRしてほしいという声があって、令和4年だけでもたくさんいろんな防犯活動について活動はされていると思うのですが、その中で機会があれば参加したいという人の声もたくさんあるので、そのPRの方法について、県や市と県警とかが行っているPR方法があれば、教えていただきたいです。

○金会長

まず、事務局から。

○市民生活課長

今のお尋ねに対して事務局からお答えいたします。

仙台市では、その防犯の取組、ぜひ市民の方にもご協力、ご参加をいただきたい、あるいは例えば特殊詐欺被害に対する注意啓発ですとか、そういったものにつきましては、様々なチラシを作らせていただいて、例えば地域の方にお集まりいただく機会を設けさせていただくときにチラシを配布させていただく。あるいは、ご高齢の皆様やご家族の方が出入りをされる、例えば地域包括支援センターですとか、老人福祉センターとかに、特殊被害防止というところでの注意喚起をさせていただいたり、あるいはいわゆるリタイアされて、まだまだ元気にご活躍されている方々に、歩くボランティアなどにご参加をいただくということ。また、ホームページを通じまして、参加を呼びかける、あるいは注意啓発もさせていただいているところでございます。

ただ、今ご指摘あったように、アンケート等でもなかなかそういった情報が入手できていない、あるいは我々としてももう少し市民の方を巻き込んだ形での見守りというか、取組というものを、何か新しいものがあれば、そういったことも考えながら注意啓発をさせていただき、より多くの方に防犯意識を持っていただき、できる範囲で結構ですので、そういったご参加の機会を差し上げるというか、ご参加いただけるような形をもう少し考えてみたいなと思っております。以上でございます。

○金会長

ありがとうございます。

では、まず、本田委員、先ほど防犯の参加率が低いという話もあったので、今のですれば上がるだろうか、もしその辺のところがあれば。

○本田委員

各地区の防犯協会では、広報紙を作成して、防犯活動、防犯協会への参加をお願いするなど、中には直接会って加入を申し込んでいただいたというのもやっておりますし、あとは各警察署の生活安全課に各地区の防犯協会連合会の事務局がございますので、事務局が直接募集というわけではないのですが、その傘下にある各单位防犯協会に、人員の募集関係のいろんなアドバイス、そのようなことはやっております。ただ、なかなか現実的には集まらないというところでございます。

○金会長

ありがとうございました。及川委員、警察のほうでは……。

○及川委員

正直言いまして、やはり今話が出たとおり、若い世代のボランティアの参加というのは、非常に課題になっていると思います。ですので、警察としては、いろんな各大学、高校、そういったところに防犯ボランティアを組織しているところがたくさんございますので、そういったところと連携しながら、活動を広報して、そういうボランティアに参加したい方、特に若い方、そういった方にもアピールではないのですが、こういう活動の組織があるのだとか、そういったことで警察としては連携して、少しでも多くの方に参加していただけるように、PRではないのですが、広報していきたいなとは思っております。

○金会長

ありがとうございました。

草委員、お願いします。

○草委員

精神疾患の話に戻るのですが、町内会で相談されたことがありまして、うちの息子は精神疾患でひきこもりであると。それを町内の方に分かってもらったほうがいいのか、そのまま黙っているべきかとお母さんから相談されたことがありました。それは回覧することでもないし、私自身が会長だからといって皆さんにお話しすることでもないしと言ったのですが、でも私個人としては、やはり隣にそういう方がいるとなれば、私はもう年取っていますからあれですが、娘とか孫とかいたときに平常でいられるのかなというのは、ちょっと頭をよぎりました。

今男性であるとか、女性であるとか、裁判がいろいろありますけれども、そういったことは国が認める、皆さん、そういう社会を求めているとは思いますが、本音の部分は皆さんどうなのかなというのは、お母さん同士で話をしていると、建前はみんな仲良く、みんながそういう社会になるべきだというのはあるのですが、じゃあ本音部分はというと、それはやっぱりふたをされている部分、言ってはいけない部分というのがあるので、そこは私たち母親って難しいよねというのが取り交わされております。

実際、温泉に行った時に、小さい子ども、小学校1、2年生でも、私たちの時代だったら大したことないが入っても、今の時代は違うじゃないですか。性犯罪も多いし。皆さん教育されている方ばかりじゃなくて、私らのように一般社会の人間がそういったことを教育してきたか、されてきたかという部分になると、私はされてきてないので、自分で勉強するしかないという方が多い社会だと思うのです。その中で、国が定める、皆さんが言うように、いい社会になろう、みんな一緒にといいのも分かるけれども、本音の部分ではどうしたらいいか分からないというような人の声があるということも、混ぜて前に進んでいけたらなと思っております。以上です。

#### ○金会長

ありがとうございました。せっかくのいい機会ですので、まだお二方、ご発言いただいていないので、何でもいいので、感想を松浦委員から何かございますか。

#### ○松浦委員

すみません、松浦と申します。

全然事務的な質問なのですが、この市民モニターアンケートというのは、事前に何かモニターという方に登録いただいて、それで199名の方に質問する形なのでしょうか。それとも、何かその都度、住民の中からサンプルで抽出してアンケートするという形なのか、ちょっと教えていただければと。

#### ○市民生活課長

今のお尋ねについてでございますけれども、こちらは例えば無作為抽出で世論調査とかという方式とは違いまして、あらかじめ市政についてご意見を賜りたいというところで、ご対象の方をある程度絞らせていただいたところで、様々なアンケートにお答えいただくという形で実施させていただいているところでございます。

#### ○松浦委員

ありがとうございました。回答率が高いのですごいなと思っていましたところですが。

仙台市の構成が分からないのですが、ちょっと女性の割合が高いのかなとか、どっちかというと高齢の方が多いいのかなという印象はあるのですが、そこは高齢化なのかなと思います。あと、ちょっと単純な質問になるが、参考資料2の3ページに、特殊詐欺の手口というのがありまして、この表に何か金融商品等とか、ギャンブル情報とか、ここに件数が0件となっているものがあるのですが、これは実際にゼロだったということなのでしょうか。

#### ○市民生活課長

特殊詐欺の手口のところでございますか。

#### ○生活安全安心部長

私のほうからご回答させていただきます。

こちらの参考資料2にあります手口、これは統計上、幾つかの特殊詐欺の、様々な手口がありますものですから、それを分類したものでございます。0件となっているものについては、令和3年、令和4年の段階ではこういった件数とか被害金額は生じませんでしたけれども、過去にはこういったことで被害に遭われた方というのもございまして、たまたまこの時期は、幸いにも被害に遭う方がいなかったということです。ですが、例えば金融商品のような特殊詐欺ですと、非常に金額が、投資に係るようなものが多かったですと、1件で何百万円とか、何千万円というようなケースになる場合もございまして、例えばギャンブル情報みたいなのは、よく競馬では必ず1等に来る馬が決まっています、それについてこういう登録をすると手数料で教えてもらえるから、そういう馬券を買えば必ず勝つからのような、うまいことを言って商材を買わせたり、登録させたり、そういった手口というのが、やはりある時期は廃れても、またしばらくすると似たような手口で、被害が出てくるということで、分類上はずっと残しておりますが、幸いにして今のところは件数としてはゼロという形になっているということでございます。

#### ○金会長

では、佐々木委員、お願いいたします。

#### ○佐々木委員

私どものほうは、犯罪が起こらないような防犯対応、防止対策をしていこうじゃなくて、万が一起きた後の対策のほうに関わっている団体でございまして、先ほど児童生徒の関係で話がありましたけれども、事務局から話ありました、昨年7月に太白区内で女子中学生2名が通り魔的な事件に遭ったと。その後、その年の9月に私どもが主催して、警察学校、あるいは弁護士会、それから警察庁、関係する機関、10機関の方に集まっていたございまして、その被害児童に対する心的ケア、それからその家族に対するケア、それとその学生、児童生徒が通っている学校に対するケア、これをどのようにしてやっていくか。やはりこれは関係する機関だったり、横の連絡を緊密にして、やはり一緒になってやっていかなければ駄目だろうということでまとめたわけでありまして。

そういった中で、私どもは県民に対する被害者支援の理解を深める立場で、毎年11月に県民の集いという、大体700人くらい集まっていたいで大会やるのですけれども、その都度毎年テーマを決めてやってございまして、今年は児童生徒に対しての被害者支援ということをテーマに掲げて、11月16日、日立システムズホールですか、昔の青年文化センターで開催するのですけれども。長崎県の佐世保で小学校6年生の女子児童が同級生の女の子をナイフで刺し殺したという事件がありました。その被害児童が、某新聞の佐世保支局の支局長の娘さんだったものから、そのとき一緒に部下だった新聞記者がございまして、その方が自分と家族同様のお付き合いをしていた子どもさんが亡くなった。それから、自分の上司が被害者家族だったということ、そういった間近で被害者の方の動向を見てございまして、事件があった、事件そのものに対

して、やった側に対する思いなどがありますから、一方の被害者というものの、その家族に対してどのような支援をしているか、それは時間がたつにつれ、どんどん風化されるものです。ところが被害に遭った方、家族というのは一生心から拭い去れるものではありませんので、それに対して支援をしていくという必要性があると思うのです。今年は、その新聞記者の方を講師に呼んで講演会を開催する予定であります。もし興味のある方は、ぜひ来ていただければと思っております。以上です。

#### ○金会長

ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

#### ○田中委員

時間限られていますので、先ほどまでいろいろ話題になりましたところで、ちょっと思ったことがありましたので、私からコメントという形で、質問ではなく感想程度にお話しします。

外国人のマナーの件ですけれども、先ほどの議論、非常に大事だと思ったのですが、日本人学校とか、それぞれの大学や専門学校といった学校にいるということを前提にしたお話だったのかなという印象がありまして、恐らくそうでない外国人の方、お仕事で来られている方というのが、今の議論だとカバーできていないかもしれないと思ひまして、例えば私がちょっとイメージしたのが、ネパール料理店だったり、そういったエスニック系の料理店を中心にコミュニティーができ上がっているケースがいろいろあると思ひますし、そういったところは横のつながり、仲間同士の絆というのはかなり強固ですので、そういったところで何かこう啓発のチラシをお配りできたりとかすると、学生以外の外国人の方にも情報が行き渡るのかなとか、もしくはそういうところにセミナーの告知を出すとか、そういった対策があってもいいのかなとちょっと思ひましたので、コメントさせていただきました。

あともう1個、先ほどもこのアンケートについて、ちょっと年齢層が高いというご指摘いただきましたけれども、私も全くそのとおりで思ひていまして、10代の方が4名しか回答していないというところの偏りがちょっと大きいかなと思ひまして、恐らくその影響でもって、問11のところ、情報の入手方法で新聞、テレビ、ラジオ等の報道というのが75%で、その次が町内会の広報、回覧板含むというところで、昔ながらの手法でもっての情報収集にとどまっているというのは、やはりその年齢層の関係が大きいかなと思ひていまして。

先ほども情報の出し方というご意見もありましたけれども、ただ逆に言えば、ある程度年配の方は、これまでどおりの情報じゃないと、なかなか入手できないということも浮き彫りになっていると思ひましたし、先ほどの事業報告の中にありましたみやぎSecurityメールのところ、仙台市のLINE公式アカウントを連携したといったところで、LINEはどちらかといえば若年層向けということでの取組だと思ひますので、なるべく幅広い世代に情報を出そうというところは、今着実に進んでいるのかなと思ひました。

ただ、やっぱりこのアンケートの回答状況を見ても、若者の意見というのは全くまだ届いていないと言っても過言ではないと思ひますので、その意味では、佐藤委員とか、半澤委員なん

かのご意見は非常に大事になってくると思いますので、今日はいろいろとご発言を聞いて私もよかったなと思いました。感想でした。ありがとうございます。

#### ○市民局長

今ほど、その若者の部分の話がありました。ネパールのコミュニティーの話は、仙台国際観光協会などと連携して考えていきたいと思えますし、またまちづくり一般に若者の力をどうしても我々としては生かしていきたいと思っておりますが、一番はやはり広報の部分の問題なので、やはり政策過程に若者に積極的に入っていただくと。特に広報手段について、若者の方々のご意見を聞いて、政策をつくっていくということが重要だなと今考えておまして、市民協働のまちづくりなど、そうした方面の中でも、若者の委員をどんどん登用しているところでございますので、こうした場に、若者と勝手に定義づけて申し訳ないのですけれども、お2人参加していただいているということも心強いですし、ぜひ広報手段のところ、若い人たちに訴えかけるにはどうしたらいいかという部分についてのアドバイスを、今後随時いただければと考えております。以上でございます。

#### ○金会長

天野局長、ありがとうございます。

### 3 その他

#### ○金会長

以上で予定された協議は終了し、その他に入らせていただきます。

委員の皆様や事務局から、何かございますか。及川委員、お願いします。

#### ○及川委員

すいません、終わり間際に。一つお願いがありました。ちょっと話に出ていましたが、特殊詐欺の防止についてでございます。去年、宮城県で323件、額にして5億円の被害が出ています。うち仙台市が195件、2億9,000万円ということで、6割が仙台市なのです。過去5年間で一番の被害額、今年もその傾向は変わっておりませんで、既に仙台市にお住まいの方が2億7,000万円の被害に遭っているというのが現状です。

警察としましても、検挙と防犯の両輪で今取り組んでいるところでございます。具体的には、65歳以上の方が被害に遭われることが多いので、戸別に訪問して対策を取るなど、対策をしております。中でも、去年6割が固定電話に犯人から電話がかかっているのです。「俺だけ」と。県警では、その固定電話対策ということで今取り組んでおります。一つは、NTTでナンバー・ディスプレイとナンバー・リクエスト、国の方で無償にする施策をやっています。70歳以上の方は、今までナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストが有料だったのですけれども、国の施策として無料になっておりますので、ぜひそれをしていただければ、不審な電話がかかってくれば、取らない、これが一番でございますので、そういった対策をお願いで

できればなということがございます。

あと、県警で防犯機能付き電話の補助交付事業をやっています。防犯付き電話というのは、電話がかかってくるときに、この電話の通話は録音しますということでアナウンスが流れます。そして、その電話を取ると、自然に会話が録音されるという機能がついている電話でございます。これも、いわゆる購入費の補助事業、今年600台県警としてやっています。これも非常に好評をいただいております、すでにもう600が間もなく終わるところになっております。これにつきましても、各市町村、富谷市はじめ8市町村でお願いして、同種の交付事業をやっております。ですので、お金もかかることとは思うのですけれども、ぜひ仙台市でもそういった補助事業を検討していただいて、少しでも被害を一緒に防いでいただけたらなと思いますので、皆さんご自宅に帰ってから、特殊詐欺の話をご家族の方にさせていただいて、防犯していただければと思います。すいません。以上でございます。

#### ○金会長

ありがとうございます。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。

#### ○市民生活課長

事務局から、今の特殊詐欺被害対策についてお話を申し上げたいと思います。

まず、仙台市におきましても、特殊被害に遭われた件数、被害額、県内でもかなり多くを占めている、しかも毎年増加しているというところは、私どもも県警から情報共有をいただいているところでございます。これまでの取組といたしまして、いわゆる注意喚起、広報という部分を中心にさせていただいていたところではございますが、やはり現実被害に遭われている方が多うございます。そういった中で、電話を直接受けないための対策、啓発、予防というのがまず大事なのかなという認識をしてございます。

今ご紹介いただきましたナンバー・ディスプレイの利用の促進というところで、70歳以上の方は無料化されているというところ。あと、例えば電話を買い替え、購入される方については、そういった撃退防止の、今基本的にはそういう装備がもうついていますので、そういった電話に買い換えていただくことの、いわゆる啓発広報、最後にお話しございましたけれども、県内のほかの自治体、8つの自治体が県警とまた別に電話設置の補助をさせていただいているというところでございます。その辺りの実施の効果というか、まさに直接電話を受けないための対策としては、その辺りの有効性も他都市の状況を見ながら、私どもとしても施策の必要性を検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○金会長

ありがとうございます。

何もないようでしたら、これにて議事は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

#### 4 閉会

○市民生活課市民生活係長

金会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。

皆様、長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

令和5年11月7日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長 金 政 信

署名委員 飯 淵 優